

平成23年12月16日

第2344号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目次

## 告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（526・福祉政策課）	1
○生活保護法による医療機関の指定（527・福祉政策課）	1
○生活保護法による指定医療機関の変更（528・福祉政策課）	2
○生活保護法による施術者の指定（529・福祉政策課）	2
○保安林予定森林の指定通知（530・森林整備課）	2
○環境影響評価準備書の作成及び縦覧（531・産業集積課）	3
○市街地再開発事業の事業計画の変更の認可（532・建築住宅課）	4
○市街地再開発組合の定款の変更の認可（533・建築住宅課）	4
○市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更の認可（534・建築住宅課）	4
○道路の供用開始（535・北秋田地域振興局建設部）	5
○道路の供用開始（536・秋田地域振興局建設部）	5
○道路の供用開始（537・平鹿地域振興局建設部）	5

## 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）	6
○秋田県労働委員会委員候補者の推薦（雇用労働政策課）	6
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（鹿角地域振興局農林部）	6

## 選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の3分の1の数（106）	7
○公職選挙執行規程の一部を改正する規程（107）	7

## 告 示

## 秋田県告示第526号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年12月16日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
医療法人鈴木滋齒科医院	鈴木 滋	能代市住吉町2番9号	平成23年11月1日
まつした医院	松下 一夫	湯沢市北荒町3番1号	平成23年8月31日

## 秋田県告示第527号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年12月16日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
池田薬局佐竹通り店	池田薬品商事株式会社	湯沢市大町一丁目29番地1	調剤薬局	平成23年11月1日
医療法人松清会まつした医院	医療法人松清会まつした医院	湯沢市北荒町3番1号	内科、小児科、循環器内科	平成23年9月1日

## 秋田県告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年12月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変更事項		変更年月日
			変更前	変更後	
クオール薬局うごまち店	クオール株式会社	雄勝郡羽後町字稲荷94-2	ネクスア薬局うごまち店	クオール薬局うごまち店	平成23年11月1日
クオール薬局あさひが丘店	クオール株式会社	横手市赤坂字大沼下41-1	ネクスアあさひが丘調剤薬局	クオール薬局あさひが丘店	平成23年11月1日
クオール薬局根岸町店	クオール株式会社	横手市根岸町8-35	根岸町調剤薬局	クオール薬局根岸町店	平成23年11月1日
クオール薬局ことぶき店	クオール株式会社	横手市寿町11-35	コトブキ調剤薬局	クオール薬局ことぶき店	平成23年11月1日

## 秋田県告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年12月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
宮崎 力	にかほ市平沢字鳥森114-3	宮崎整骨院	にかほ市平沢字鳥森114-3	柔道整復	平成23年11月4日
渡部 徹	男鹿市船川港船川字元浜町192-1	渡部整骨院	男鹿市船川港船川字元浜町192-1	柔道整復	平成23年8月1日
石川 忠	大仙市角間川町字下中町11-10	石川治療院	大仙市角間川町字下中町11-10	あん摩マッサージ指圧	平成23年11月23日

## 秋田県告示第530号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

平成23年12月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 保安林予定森林の所在場所  
湯沢市上院内字南沢93（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種を定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び雄勝地域振興局農林部並びに湯沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 秋田県告示第531号

秋田県環境影響評価条例（平成12年条例第137号）第13条第1項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同条例第15条の規定に基づき、次のとおり公告し、当該準備書を縦覧に供する。

なお、当該準備書について環境の保全の見地から意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

平成23年12月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称  
秋田県
  - (2) 代表者の氏名  
秋田県知事 佐 竹 敬 久
  - (3) 主たる事務所の所在地  
秋田市山王四丁目1番1号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称  
大仙神岡地区工業団地（仮称）整備事業
  - (2) 種類  
工場又は事業場の用地の造成の事業
  - (3) 規模  
造成に係る土地の面積 約176ヘクタール
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
大仙市神宮寺地内
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
大仙市
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所  
ア 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部産業集積課  
イ 大仙市大曲花園町1番1号 大仙市農林商工部企業対策課  
ウ 大仙市神宮寺字蓮沼16番地3 大仙市神岡支所市民サービス課
  - (2) 縦覧期間  
平成23年12月16日（金）から平成24年1月16日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。）
  - (3) 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時まで
- 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
  - (1) 提出期限  
平成24年1月30日（月）
  - (2) 提出先  
5の縦覧場所に同じ
  - (3) 意見書の提出に必要な事項

意見書の様式は任意のものとし、意見書には次の掲げる事項を記載すること。

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地から意見を日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

#### 秋田県告示第532号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年12月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 市街地再開発組合の名称  
中通一丁目地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成21年2月6日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区  
秋田市中通一丁目67番、68番、69番及び70番
- 4 事務所の所在地  
秋田市中通一丁目3番24号
- 5 設立認可の年月日  
平成21年2月6日
- 6 事業計画の変更の認可の年月日  
平成23年12月9日

#### 秋田県告示第533号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年12月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 市街地再開発組合の名称  
中通一丁目地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成21年2月6日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区  
秋田市中通一丁目67番、68番、69番及び70番
- 4 事務所の所在地  
秋田市中通一丁目3番24号
- 5 設立認可の年月日  
平成21年2月6日
- 6 定款の変更の認可の年月日  
平成23年12月9日

#### 秋田県告示第534号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年12月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 市街地再開発組合の名称  
大曲通町地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間  
平成23年6月3日から平成28年3月31日まで
- 3 施行地区  
大仙市大曲通町539番、540番、541番、542番、543番、544番、551番、552番1、552番2、553番、554番、555番、556番、557番、558番、559番、622番、623番、624番、625番、626番、627番、628番、629番、630番、631番、632

番、633番、707番の一部、708番、724番の一部、725番の一部、735番の一部、736番及び737番

大仙市大曲福住町112番8、112番9、112番10、112番11、113番10、113番11、113番12、113番13、135番、136番、137番、138番、139番、140番、141番、142番、143番、144番、145番、164番の一部、166番、167番の一部、168番の一部、169番の一部及び170番

4 事務所の所在地

大仙市大曲花園町1番1号

5 設立認可の年月日

平成23年6月3日

6 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成23年12月16日

### 秋田県告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年12月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	比内田代線	大館市出川字上野29番144から14番2まで

2 供用開始の期日 平成23年12月17日

3 供用開始区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 北秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年12月16日から平成24年1月4日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

### 秋田県告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年12月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田岩見船岡線	秋田市旭北錦町383番5から386番1まで

2 供用開始の期日 平成23年12月20日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成23年12月16日から平成24年1月4日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

### 秋田県告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年12月16日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	耳取後三年停車場線	横手市百万刈字下根田94番6から黒川字余目227番4まで

- 2 供用開始の期日 平成23年12月19日正午
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成23年12月16日から平成24年1月4日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成23年12月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 申請のあった年月日  
平成23年11月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 長信田の森若者就労支援センター
- 3 代表者の氏名  
水野 淳一郎
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田県山本郡三種町森岳字石倉沢1番地2
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、不登校・引きこもりなど学校・社会不適応経験者に対して、その教育・就労支援に関する事業を行い、青少年の健全育成・自立支援に寄与することを目的とする。

第39期秋田県労働委員会委員工藤雅志の辞任に伴い、補欠委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、次のとおり秋田県労働委員会委員候補者の推薦を求める。

平成23年12月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 推薦対象  
第39期秋田県労働委員会の労働者委員 1人
- 2 推薦者の資格  
秋田県の区域内のみに組織を有する労働組合
- 3 被推薦者となることができない者
  - (1) 労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定に該当する者
  - (2) 国会法(昭和22年法律第79号)第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第6条その他の法令の規定により、都道府県労働委員会の委員との兼職を禁止されている者
- 4 推薦期間  
平成23年12月16日(金)から平成24年1月26日(木)まで
- 5 推薦方法  
推薦書に労働組合法施行令第21条第3項の規定による証明書を添えて、産業労働部雇用労働政策課へ提出すること。
- 6 その他  
関係書類、手続その他不明な点は、産業労働部雇用労働政策課(電話番号018-860-2301)へ問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、小坂町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年12月16日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 退任理事の住所及び氏名  
鹿角郡小坂町大地字上羽ノ木田45番地2 亀田 勝美
- 2 就任理事の住所及び氏名  
鹿角郡小坂町大地字上羽ノ木田18番地 亀田 範夫



選挙管理委員会告示

秋選管告示第106号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年12月16日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

3分の1の数 590

秋選管告示第百七号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十三年十二月十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第一中

「	湯沢雄勝広域市町村 圏組合立特別養護老 人ホーム健寿苑	」	を
	湯沢市駒形町字八面寺下谷地七十五 番地四		
「	湯沢市特別養護老人 ホーム健寿苑	」	に改める。
	湯沢市駒形町字八面寺下谷地七十五番 地四		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
平成9年2月14日（第833号）掲載の秋田県告示第87号（公有水面埋立免許願書の提出） （原稿誤り）				
2	上	5 9	字横間 字横間	字滝の間 字滝の間
平成9年4月4日（第847号）掲載の秋田県告示第236号（公有水面の埋立ての免許） （原稿誤り）				
1	下	16 20	字横間 字横間	字滝の間 字滝の間
平成12年4月21日（第1158号）掲載の秋田県告示第313号（公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可） （原稿誤り）				
2	下	終わりか ら9から 10	字横間324番地1、324番地2の地先無番 地に接する海岸護岸敷地先	字滝の間324番地1及び324番地2の地先 無番地に接する護岸敷地先

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号